

過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正

(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定

過疎地域活性化特別措置法の平成 12 年 3 月失効を控えて、平成 10 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めて要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められました。検討に当たっての関係者の基本的な認識はおおむね次のとおりでした。

すなわち、昭和 45 年以降の 3 次にあたる過疎立法に基づき、30 年にわたって過疎対策が展開されてきた結果、住民の生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、住民生活の基本的な部分において未だ大きな格差が残されていました。

平成 12 年当時の過疎地域の人口減少は、一時のような激しさは見られなくなったものの、社会減に加え、自然減が重みを増してきており、高齢化のさらなる進行、引き続く若年者の流出に、将来に不安を感じる市町村が少なくないなど、状況的にはむしろ以前より厳しいものでありました。

地域経済についても、かつての基幹産業であった農林水産業が著しく停滞した上に、経済環境の悪化などから製造業等の企業立地も極めて困難な状況にありました。

公共施設の整備も、道路等が未だ不十分であるほか、上水道、下水道、情報通信施設、医療施設など生活の基本的部分で依然大きな格差が残されていました。

一方、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」及び「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」など、21 世紀の我が国のあるべき将来像を形づくる上で、過疎地域が担うべき新しい意義・役割が明確になってきている中で、地域格差是正など過疎地域の生活基盤等の整備を図る視点にとどまらず、過疎地域と都市との交流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し自立的な地域社会を構築することは、21 世紀にふさわしい真に豊かな国民生活を実現するために不可欠なことでした。

こうした事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、平成 12 年 3 月、過疎地域自立促進特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3 月 24 日に全会一致で成立、3 月 31 日に法律第 15 号として公布され、4 月 1 日から施行されました。

(2) 平成 22 年改正

過疎地域自立促進特別措置法に基づく 10 年間をはじめ、これまで 40 年間にわたり、過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国

の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果を上げてきました。

しかしながら、過疎地域では、1990年代前半に一時期緩やかになった人口減少も再び加速し、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体制の弱体化など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増しています。一方で、過疎地域は国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有しており、過疎対策の推進に当たっては、この公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められています。また、過疎地域を取り巻く厳しい現状を踏まえれば、今後は、これまでのハード事業に加え、いわゆるソフト事業の重要性がますます高まっていくものと考えられます。

このような中、全国過疎地域自立促進連盟をはじめ地方6団体、各都道府県、各市町村などから新法制定に向けた切実な提言がなされました。こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための現行過疎法を拡充・延長する法律案が、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成22年3月2日衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、当日の衆議院本会議に緊急上程、全会一致で可決、3月9日の参議院総務委員会及び3月10日の参議院本会議で全会一致で可決、成立、3月17日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成22年4月1日に施行されました。

(3) 平成24年改正

平成22年の法改正後、過疎関係市町村を中心に、関係都道府県、国の三者が一体となって過疎対策に取り組んできましたが、平成23年3月の東日本大震災の発生により、被災市町村において過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業の進捗に大幅な遅れが生じることが想定されるなど、法の期限内に総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じました。

このような中、全国過疎地域自立促進連盟や被災県、市町村を中心に法の失効期限の延長を求める意見等も多くみられました。

こうした声に応え、現行過疎法を5年間延長する法律案が、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成24年6月7日衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、6月8日の衆議院本会議において全会一致で可決、6月19日の参議院総務委員会及び6月20日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、6月27日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、同日に施行されました。

(4) 平成26年改正

平成22年の法改正の際に、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性あ

る過疎対策を行うため、本法施行後3年を目処として、平成22年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずる旨の衆議院総務委員会の委員会決議及び参議院総務委員会の附帯決議が行われたところで

す。

これを受け、過疎地域の現状を踏まえ、平成22年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加を内容とする法律案が、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成26年3月13日衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、3月14日の衆議院本会議において全会一致で可決、3月25日の参議院総務委員会及び3月26日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、3月31日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、4月1日に施行されました。

(5) 平成29年改正

平成28年10月に平成27年の国勢調査の結果が公表されたことを契機として、過疎対策の実施状況を踏まえつつ、現行法の見直しに向け、会派間で協議が進められた結果、平成27年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件を追加するとともに、過疎対策事業債の対象施設の拡充、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充等を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が取りまとめられ、平成29年3月14日衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、3月17日の衆議院本会議において全会一致で可決、3月30日の参議院総務委員会及び3月31日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、3月31日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、4月1日に施行されました。